

# 令和3年度 建設工事等の入札制度改正について

## 1. 入札金額積算内訳書取扱要領の改正について

これまで久留米市では、本工事費内訳書について「工種」を「1式」表示しており、契約数量や積算内容は明細書で確認をすることとしておりました。

今回、契約内容の明確化及び入札参加者の積算の効率化を図るため、令和3年4月1日以降に発注する土木系業種（土木一式、舗装、造園、水道施設など）について、次のとおり設計書の構成を見直します。なお、内訳書の作成にあたっては必ず「入札金額積算内訳書取扱要領」をご確認ください。

(旧)従来の内訳書						(新)見直し後の内訳書					
〇〇〇〇工事						〇〇〇〇工事					
株式会社◆土木						株式会社◆土木					
本工事費内訳書						本工事費内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号
本工事費						本工事費					
土工	1	式	合計	2,200,000		土工	1	式	合計	500,000	
排水工	1	式		500,000	明 1 号	床掘り 土砂 小規模	1	式		300,000	P 3 号
舗装工	1	式		600,000	明 2 号	埋戻し 改良土 小規模	32	m3		200,000	単 1 号
運搬処理工	1	式		400,000	明 3 号	排水工	1	式	合計	600,000	
安全費	1	式		500,000	明 4 号	管渠型側溝 普通タイプ	56.0	m		400,000	単 2 号
	1	式		200,000	明 5 号	管渠型側溝 グレーチングタイプ	8.0	m		100,000	単 3 号
					久留米市	張りコンクリート 厚さ10cm 基礎砕石有	12	m2		100,000	単 4 号
											久留米市

## 2. 現場代理人及び技術者の適正配置に関する要領の改正について

建設業法の改正により、工事現場の技術者に関する規制が合理化されました。専任の監理技術者について、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項）を専任で配置し、一定の要件を満たす場合に専任義務が緩和され、工事現場の兼務ができることとなりました。主な要件は以下の通りです。

- ① 予定価格が3億円未満の工事であること
- ② 兼務する工事の数が合計2件までであること
- ③ 兼務する工事現場がいずれも久留米市または久留米市に隣接する自治体（小郡市、朝倉市、筑後市、大川市、うきは市、八女市、大木町、広川町、大刀洗町、鳥栖市、神崎市、みやき町）内であること
- ④ 本市以外の発注機関が発注する工事と兼務する場合、いずれの発注者も兼務を認めること
- ⑤ 低入札調査基準価格を下回る価格での契約でないこと
- ⑥ その他、入札条件及び仕様書中に定める要件を満たすこと

詳細については「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」をご確認下さい。